

裁判員裁判におけるゲイン・ロス効果に関する研究

An psychological study about gain-loss effect on lay judge system.

北折 充 隆¹⁾, 小嶋 理 江²⁾

Mitsutaka KITAORI

Masae KOJIMA

【問題と目的】

2019年のラグビーワールドカップに本大会、2020年の東京オリンピックの開催を控え、政府は「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、治安・テロ対策の強化を目指している（自民党、2016）。こうした治安強化の源流は、2003年の犯罪対策閣僚会議における、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の策定にたどり着く（首相官邸、2003）。これに基づき、2004年、刑法・刑事訴訟法の改正案が成立し、重大事件に対する有期懲役刑の上限を20年から30年に延長したり、殺人罪の下限を3年から5年に引き上げるなどの罰則強化が行われた。

これにより、2007年は高裁・最高裁での死刑判決が46件と、資料が残っている過去80年間で最多となった（衆議院、2008）。しかし、実際には警察庁の平成19年度における殺人の認知件数は1199件であり、平成3年の1215件を下回って戦後最低を記録している。この数は、例えば昭和33年の2683件と比べて半数以下であり、犯罪の増加に対処した、実情を反映させた厳罰化とはいえない（法務省法務総合研究所、1960；2008）。

それでも犯罪件数が増加していると認識さ

れ、厳罰化が進む背景には、マスメディアの犯罪報道の過熱化が大きいといわれる（板山、2014）。すなわち、ワイドショーや週刊誌などのマスコミが事実解明だけでなく、凶悪犯罪や劇場型犯罪など、注目を集めやすいものを多く報道することで（小城、2004）、実際の治安状況とは乖離した体感治安を悪化させていると考えられる。

こうした背景の中、2009年5月より市民から無作為に選ばれた裁判員が、職業裁判官とともに裁判を行う裁判員制度が開始された（福本、2015）。これは、国民の司法参加により、市民が持つ日常感覚や常識を裁判に反映するとともに、司法に対する国民の理解の増進と、その信頼の向上を図ることが目的とされている。

しかしそもそも、裁判員と裁判官の間には当然ながら、法律や裁判に関する知識や経験に、大きな差異がある（三島・本庄・森本・國井、2016）。しかしこの制度は、過去の判例の集積結果を一定の基準としながらも、裁判員が市民の公正感や正義感を反映させるよりも、感情に流されやすいという批判もある（荒川2015）。感情は推論に大きな役割を果たすため（Schwarz, 1990）、感情に訴えるような検察側の陳述や法廷戦術が、過度に厳しい判断をもたらす可能性は否定できない。

1) 金城学院大学人間科学部

2) 金城学院大学非常勤講師

そもそも、実際の治安が悪化していないにも関わらず厳罰化が進められた背景として、冤罪事件や裏金問題などの不祥事で批判の集中していた検察が、「世直し」的なイメージの浸透、権限や威信回復をはかるために進められているという説すらあり（産経新聞、2002）、こうした意図に扇動された量刑判断は、必ずしも適切で公平なものとはいえない。

一見、犯罪者を厳しく処罰することは、社会正義に照らし合わせても適切と考えられがちであるが、反面で仕事の解雇といった社会的制裁も増大し、個人の経済基盤を不安定化させる。そして、刑務所などの収容施設に今までよりも簡単に収監され、すぐに出られないといった構造的な問題を生み出し、必然的に長期受刑者の社会復帰が困難となる（岡部、2012）。

これらの出所者を社会が受け入れるとは考えにくく、税金による生活保護費の増大や看守の件数負担など、結局は社会全体の損失につながる。しかし、本来必要なはずの、こうした視点を踏まえた量刑判断が、現状行われているとは言い難い。

また社会心理学的観点からも、近年、裁判員制度に関する研究は徐々に進められてきているが、裁判におけるゲイン・ロス効果の影響はその俎上にすら載せられていない。Aronson & Linder (1965) による、魅力度評定の実験に端を発するこの効果は、ただ褒めるよりも、初めに少し否定的な評価をして後で好意的な評価をした方が、相手に対する評価が高くなるというものである。これに基づけば、「いい人だね」というよりも「初めはちょっと怖いと思ったけど、話してみるといい人だね」といった方が、相手に魅力を感じる。逆に、ただけなすよりも、「初めはできる奴だと思ったけど、あいつはダメだ」というように、初めに褒めて後からけなす場合に、

最も評価が低くなると考えられる。ゲイン・ロス効果は、あくまで対人評定に関する知見であるが、もしも量刑判断に至るまでの心証にこれを拡大すれば、弁護側と検察側の情報提示の順番が、判決に影響を及ぼす可能性が出てくる。

以上をふまえ、本研究は量刑判断を下す上で影響する心理的要因を、ゲイン・ロス効果の観点から多面的に明らかにする。これまで裁判員制度に関する心理学的観点からの研究は、意思決定課題としての手法を用いた検討（村山・今里・三浦、2012）、説得技法に着目した検討（Anderson, 2012 石崎・荒川・菅原訳 2014）、人間としての特性が及ぼす影響（荒川、2014）など、2009年に制度が導入されて10年経過していないにもかかわらず、様々な観点から検討されてきている。

しかし上述のような、裁判の流れそのものを心理学的観点から検討を加えたものは、これまで存在しない。実際には、情報の提示順がインパクトに与える影響などの心理学的要因は、非常に大きな影響を及ぼす可能性がある。

ゲイン・ロス効果に基づけば、対人印象が最も高かったのは、初め否定的に評価したにもかかわらず、徐々に好意的に評価が変わっていったパターンであった。この提示は、一貫して好意的な評価をしていた以上に、相手の印象を高く評価していた。逆に、対人印象が最も低かったのは、初め好意的に評価したにもかかわらず、徐々に否定的に評価が変わっていったパターンであった。この提示は、一貫して否定的な評価をしていた以上に、相手を非好意的に評価していた。

この知見に基づき裁判の進行を解釈すると、裁判は人定質問の後に検察側の冒頭陳述が行われ、その後罪状認否が行われる。その後は基本的に、検察と弁護側の尋問が行われ、

結審後に検察側の論告求刑、最後に弁護側の最終弁論が行われ、判決が下される。基本的に、検察側は被告に否定的であり、弁護側が肯定的であるため、裁判自体が初めに否定的な情報提示を行い、その後肯定的な情報が提示される流れになる。

つまり、ゲイン・ロス効果に基づけば、この提示順は被告に対する評価が最も高くなる。こうした提示順が裁判官の心証に影響し、被告への好意的な評価につながった結果、軽い判決がこれまで出ていた可能性は否定できない。

裁判の進行は、法の正義や法律学の観点から、正当な判断を下す手順として議論し尽くされ、確立されてきたと考えられる。しかし、その心理学的な要因にまで考慮されているとは言い難く、これらが司法判断にどう影響するかは、全くの未知数といっても良い。

以上をふまえ、本研究では検察側と弁護側の提示順を操作し、量刑判断を下す上で影響するゲイン・ロス効果について検討する。ただし、具体的な研究として、現実の裁判では、そうした進行の変更をするのは不可能である。そのため、実際の裁判の流れを模したシナリオを用意し、検察・弁護側の提示順序が、量刑判断に及ぼす影響について検討する。

【方法】

調査時期 2012年2月に実施した。

調査対象 本調査は全て、Web調査会社により実施された。調査回答者は、全国からランダムに抽出された、20代～60代の男女各75名の、計150名である。調査の実施にあたり初めに、回答は強制ではないことと、シナリオを読み進める内、不快感や共感のあまり気分が悪くなった場合など、それ以上の進行を辞めるよう画面上に提示し、これに同意したケースのみに回答を求めた。これにより、

被験者に過大な心理的負担を与えるといった、倫理的な問題は生じていない。

独立変数の設定 調査ではまず、一定時間経過後でないと次の画面に進めない形で、事件の概要に関するシナリオが画面に表示された。はじめは裁判の流れに準じる形で、人定質問・冒頭陳述が提示された。その後、被験者はランダムに各条件男女15名ずつ、下記の条件に割り当てられ、全て読んだ後、従属変数への回答が求められた。なお、裁判は通常、“2.”の流れで進められる。

1. 冒頭陳述のみ提示後、量刑判断を行う。
2. 冒頭陳述後、検察の求刑（懲役6年）、弁護側の弁護の順に提示後、量刑判断を行う。
3. 冒頭陳述後、弁護側の弁護、検察の求刑の順に提示後、量刑判断を行う。
4. 冒頭陳述後、検察の求刑のみを提示後、量刑判断を行う。
5. 冒頭陳述後、弁護側の弁護のみを提示後、量刑判断を行う。

調査素材 本研究では裁判例として、危険運転致死傷罪を例としたシナリオを作成した。これは、危険運転致死傷罪の適用が非常に難しく、自動車運転過失致死傷罪の適用と判断が分かれることが多々あり、幅広い量刑判断が可能であると判断したためである。

シナリオは、大学への授業に遅れないよう、制限速度を55km/h超過して運転中、ハンドル操作を誤り、同乗していた友人2名を死亡させ、対向車に乗車中の2名を負傷させたというものであった。類似した判例として詳細は異なるが、大幅な速度超過で同乗者2名を死亡させた、危険運転致死傷罪適用の判例では、一審で求刑通り懲役6年が言い渡されていた。森（2011）の信号無視による、交通死亡事故を起こして危険運転致死罪に問われた判例においても、懲役7年が科されており、

検察側の求刑は、概ね実態に則していると判断した。

調査項目 被告人を懲役何年に処するのが適当かに加え、裁判に対する公正性評価、被告に対する印象、自身の法規範に対する態度などに回答を求めた。

【結果】

裁判評価に関する因子分析 裁判に関する評価項目28項目について、因子分析（主因子法・バリマックス回転）を行った。固有値の減少や、因子の解釈可能性から5因子を抽出した。因子負荷量の採用基準は.45以上とし（固有値は7.68 → 3.03 → 2.27 → 2.04 → 1.46と減少した）、5因子で全分散の58.85%を説明できる。第一因子は“検察側の冒頭陳述は妥当であった”“公平な裁判であったと思う”等の6項目で構成されるため、「裁判妥当性評価（ $\alpha = .84$ ）」因子と命名した。第二因子は“一般の人たちは、今まで刑罰が甘すぎたと思っている”“私は、今までの裁判は刑罰が甘すぎたと思う”等の5項目で構成されるため、「評価の甘過ぎ（ $\alpha = .87$ ）」因子と命名した。第三因子は“自分の身近にいる家族や友人たちは、より重い刑罰を科すべきだと考えと思う”“社会一般の人たちは、より重い刑罰を科すべきだと考えと思う”等の4項目で構成されるため、「周囲の重罰評価（ $\alpha = .84$ ）」因子と命名した。第四因子は“被告人の行為に強い悪意を感じる”“被告人は根っからの悪人だと思う”等の4項目で構成されるため、「被告への非難（ $\alpha = .79$ ）」因子と命名した。第五因子は“被告人だけを責めるべきではないと思う”“誰でも起こしうる事件だと思う”等の3項目で構成されるため、「判断の揺らぎ（ $\alpha = .48$ ）」因子と命名した。

第五因子の信頼性係数が低いが、本研究ではそのまま下位尺度得点として合成した。第

一因子から第四因子については、十分な信頼性があると判断し、そのまま下位尺度得点として合成した（Table1）。

量刑判断に関する分析 前述の、裁判の流れに関する5条件と性差を独立変数、被告に科す刑期の長さを従属変数とした、二要因（ 2×5 ）の対応のない分散分析を行った結果、有意差が見られた（ $F(4, 149) = 6.83, p < .001$ ；Table2）。数値を見ると、冒頭陳述のみ条件において刑期が長く、他の4条件において、特に大きな差は見られなかった。また、性差の主効果や交互作用も見られなかった。

裁判評価に関する分析 量刑判断と同様、裁判の流れに関する5条件と性差を独立変数、因子分析で抽出した裁判評価に関する5つの因子を従属変数とした、二要因（ 2×5 ）の対応のない分散分析を行った（Table3）。その結果、評価の甘過ぎ（ $F(4, 149) = 2.28, p < .10$ ）と周囲の重罰評価（ $F(4, 149) = 2.33, p < .10$ ）について、流れ操作の傾向差が見られた。いずれも、冒頭陳述のみ条件において、高い数値を示していた。性差については、周囲の重罰評価（ $F(4, 149) = 3.27, p < .10$ ）と被告への非難（ $F(4, 149) = 5.26, p < .05$ ）について傾向差と有意差が見られ、いずれも男性の方が高かった。また、周囲の重罰評価については、交互作用（ $F(4, 149) = 5.26, p < .05$ ）が見出され、男性は冒頭陳述のみ条件で最も高い値を示し、女性は弁護→求刑の条件で、高い値を示していた。

【考察】

本研究で得られた知見を整理し、下記にまとめていくと、以下のようなことが言える。

まず、シナリオを読んで科す平均刑期について、主効果が見られたものの、これは冒頭陳述のみ条件において、男女を問わず最も長い平均刑期であったことによる。すなわち、

検察側と弁護側の提示順序による、ゲイン・ロス効果による刑期の違いとは考えにくい。

こうした結果が得られたことは、大きく二つの可能性が示唆される。一つ目は、冒頭陳述という犯行様態や起訴事実のみを目にした場合の、量刑相場との乖離である。つまりその背景などを目にする機会がなければ、かなり長期の刑を科すべきであると、多くの人が考えていたことを、結果は示しているといえよう。これは被告人を弾劾し、正義を示すことを責務とする、検察側の論告のみを提示するよりも長かった。むしろ、6年の求刑を罪状に見合った量刑と認識し、科すべき懲役を短くした可能性すら示している。裁判員制度が導入された理由の一つである、市民が持つ日常感覚や常識は、現状と大きくかけ離れているのかも知れない。

二つ目は、こうした冒頭陳述のみというのが、マスコミの報道形態と重なる点である。通常、ワイドショーなどがセンセーショナルに事件を報道するのは、その発生直後であることが多い。その後犯人が逮捕・起訴され、裁判で尋問・証拠調べなどが進み、論告求刑や判決に至るまでには、相当な期間を要することが多い。つまり、その期間に事件そのものは風化し、多くの人の記憶から薄れていく。そのような期間を経た後で、ニュースなどで判決が下されたことを報道する場合、短い放送時間の中で、事件の概要程度しか述べられることがなく、検察・弁護側のやりとりは大幅に省略される。これはまさに、簡素化された冒頭陳述と同様であり、直感的なイメージよりも軽い判決を出していると誤認する、原因の一つと考えられる。

次に、裁判評価項目に関する分析結果についても、“求刑→弁護”と“弁護→求刑”に大きな違いは見られず、冒頭陳述のみ条件との差異が、一部に見られたにとどまった。こ

れについても、傾向差が見られたのは“評価の甘過ぎ”と“周囲の重罰評価”の2因子であり、上記の平均量刑期間で得られた知見と合致している。冒頭陳述を聞いただけでは、事件の背景や反省の程度などに思いを至らせることがないため、重い刑罰を科すべきだと認知するのかも知れない。

性差については、男性の方が被告を非難し、重罰を科すであろうと認知する傾向があった。社会的ルールの違反や迷惑行為などについて、性差が見られた研究は少なくないが（e.g., 北折・吉田, 2000; 北折・小野寺, 2012）、多くの場合、男性の方が逸脱傾向を示している。本研究はこれに加え、厳罰施行性が強いことも示されたが、この二つは一件、背反しているように見える。逸脱傾向が強ければ、自身も被るかも知れないペナルティは、軽い方が良いと志向するからである。しかし、そうでない結果が得られたことから、こうした厳罰志向は、ある種の攻撃行動を反映したものかも知れない。今後、更なる検討が必要であろう。

厳罰化に関する議論は、被害者感情を重視するあまり、重い量刑判断がおよぼす社会的影響が考慮されていない現状がある。こうした視点も含め、犯した罪と罰則との適切なバランスを検討することが、緊急性の高いきわめて重要な課題である。死刑判決が下るような極めて凶悪な事案とまではいかなくとも、現在の法運用において、厳罰化が歪みを生じさせたような事例が顕現化しつつあるからである。

例えば、2002年の道路交通法改正で、危険運転致死傷罪が新設された（北川・周, 2015）。これは、自動車の危険な運転によって人を死傷させた加害者を、過失犯よりも厳罰に処すべきであるという考えに基づいている。これを反映してか、平成12年に26,280件発生した

飲酒事故は、平成26年には4,155件へと激減している（警察庁, 2015）。

しかしこの厳罰化により、飲酒運転の発覚を隠避するひき逃げが激増した事実は、見逃すことはできない（法務省・警察庁, 2006）。これは当時、飲酒運転での危険運転致死傷罪は最高刑が15年なのに対し、ひき逃げをして翌日出頭した場合、自動車運転過失致死と救護義務違反で最高刑が10年6ヶ月にしかならないことが原因とされた。こうした事実は、厳罰化が犯罪の発生を抑制しえないことの傍証ともいえる。

罰則の強化自体が、ルールの遵守や安全に対する意識の高揚に、一役買っていることは疑いない（小池・高木・北折, 2014）。これまでの司法制度を否定する訳ではないが、あらゆる犯罪に厳罰が下る社会が健全であるとも言いがたい。厳罰化は被害者の溜飲を下げ、加害者を社会から隔離する機能を強化するが、犯した罪に見合うペナルティは、どの程度のもので相応なのかについては、更なる検討が必要であろう。

最後に、本研究で明らかにできなかった問題点も多い。まず、本研究で扱った事案は危険運転致死傷罪であり、故意と過失の境界が、きわめて曖昧な犯罪であった。もしもこれが、殺人や傷害といった、明確な故意や殺意に基づいた犯罪であった場合、本研究の知見とは異なる結果をもたらす可能性もある（北折, 2016）。罪名や行為の故意性を比較するなど、引き続き検討が必要であろう。更に、裁判評価項目の精練や、ゲイン・ロス効果に影響を及ぼす特性因子など、今後更なる検討が求められるよう。

【引用文献】

- Anderson, C. B. (2012). *Inside Jurors' Minds : The Hierarchy of Juror Decision-Making*. LexisNexis/
National Institute for Trial Advocacy. (アンダーソン, C. B. 石崎千景・荒川歩・菅原郁夫 (訳) (2014). 裁判員への説得技法 - 法廷で人の心を動かす心理学 - 北大路書房
- 荒川歩 (2014). 「裁判員」の形成, その心理学的解明 特定非営利活動法人ratik
- 荒川歩 (2015). Commonsense Justiceと市民の常識に基づく法 法と心理 15, 70-71.
- Aronson, E., & Linder, D. (1965). *Gain and loss of esteem as determinants of interpersonal attractiveness*. *Journal of Experimental Social Psychology*, 1, 156-171.
- 福本純一 (2015). 死刑制度に対する大学生の態度 関西学院大学社会学部紀要 120, 27-32.
- 法務省法務総合研究所 (1960). 犯罪白書(昭和35年版) 大蔵省印刷局
- 法務省法務総合研究所 (2008). 犯罪白書(平成20年版) 大蔵省印刷局
- 法務省・警察庁 (2006). ●●●お答えします ●●● 国政モニターの声に対する回答 Retrieved from <http://monitor.gov-online.go.jp/html/monitor/answer/h18/ans1804-001.pdf> (2017年1月31日)
- 板山昂 (2014). 裁判員裁判における量刑判断に関する心理学的研究 - 量刑の決定者と評価者の視点からの総合的考察 - 風間書房
- 自民党 (2016). 「世界一安全な国, 日本」実現に向けた治安・テロ対策の強化に関する提言 Retrieved from <https://www.jimin.jp/news/policy/132225.html> (2017年1月19日)
- 警察庁 (2015). 資料5-1 警察庁交通局配布資料(飲酒運転事故関連統計資料) Retrieved from http://www8.cao.go.jp/alcohol/kenko_shougai_kaigi/wg_kyouiku/pdf/wg2/s5-1.pdf (2017年1月31日)
- 北川佳世子・周舟 (2015). 道路交通犯罪に関する日中比較研究 比較法学 49, 45-82.
- 北折充隆 (2016). 量刑判断に影響する因子に関する重回帰モデル (1) - 生育歴と反省の程度および罪名判断が及ぼす影響 - 日本社会心理学会第57回大会発表論文集 P.397.
- 北折充隆・吉田俊和 (2000). 記述的規範が歩行者の信号無視行動におよぼす影響 社会心理学研究 16, 73-82.
- 北折充隆・小野寺理江 (2012). 電車内の迷惑行為に関する観察的検討 - 女性専用車両との比

- 較一 金城学院大学論集 **9**, 28-40.
- 小池はるか・高木彩・北折充隆 (2014). 後部座席のシートベルト着用義務化に関する縦断的研究 社会心理学研究 **30**, 57-64.
- 小城英子 (2004). 「劇場型犯罪」とマス・コミュニケーション ナカニシヤ出版
- 三島聡・本庄武・森本郁代・國井恒志 (2016). 裁判員裁判の量刑評議のあり方を考える ―近時の最高裁の判断および模擬裁判を踏まえて― 法と心理 **16**, 62-68.
- 森炎 (2011). 量刑相場 幻冬舎新書
- 村山綾・今里詩・三浦麻子 (2012). 評議における法専門家の意見が非専門家の判断に及ぼす影響 ―判断の変化および確信度に注目して― 法と心理 **12**, 35-44.
- 岡部真貴子 (2012). 罪を犯した人の社会復帰についての一考察：矯正施設から社会生活への継続性に着目して 東洋大学大学院紀要（社会学・福祉社会） **49**, 163-182.
- 産経新聞特集部 (2002). 検察の疲労 角川文庫
- Schwarz, N. (1990). Feelings as information: Informational and motivational functions of affective states. In E.T. Higgins & R. Sorrentino (Eds.). *Handbook of Motivation and Cognition : Foundations of social behavior (Vol.2)*. New York : Guilford Press. pp.527-561.
- 首相官邸 (2003). 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 - 「世界一安全な国, 日本」の復活を目指して - Retrieved from <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/031218keikaku.html> (2017年1月19日)
- 衆議院 (2008). 死刑制度に関する資料 衆議院調査局法務調査室

Table1 裁判評価に関する因子分析表

	I	II	III	IV	V	共通性
〈裁判妥当性評価〉 $\alpha = .84$						
検察側の冒頭陳述は妥当であった	.81	.22	.07	-.09	.07	.59
公平な裁判であったと思う	.79	.23	.07	.09	.10	.70
検察の求刑は妥当であった	.77	.04	.00	.05	.00	.73
この裁判は妥当な流れだった	.59	.20	.07	-.14	.12	.43
裁判で正義は守られたと思う	.59	.10	.14	.11	.13	.40
危険運転致死傷罪での起訴は妥当であった	.57	.12	.14	.13	-.20	.41
〈評価の甘過ぎ〉 $\alpha = .87$						
一般の人たちは、今まで刑罰が甘すぎたと思っている	.17	.88	.19	.11	-.06	.85
私は、今までの裁判は刑罰が甘すぎたと思う	.16	.79	.19	.10	-.19	.74
自分の身近にいる家族や友人たちは、今までの裁判は刑罰が甘すぎたと思っている	.18	.72	.27	.10	-.09	.65
争点をはっきりしている裁判だった	.43	.47	.13	.04	.04	.43
重い刑罰を科すべきだと思う	.44	.47	.14	.35	-.36	.68
〈周囲の重罰評価〉 $\alpha = .84$						
自分の身近にいる家族や友人たちは、より重い刑罰を科すべきだと考えると思う	.00	.16	.86	.07	-.01	.78
社会一般の人たちは、より重い刑罰を科すべきだと考えると思う	.10	.15	.84	.03	-.08	.74
自分の身近にいる家族や友人なら、よりも重い刑罰を科すと思う	.15	.25	.63	.00	.02	.78
社会一般の人であれば、より重い刑罰を科すであろう	.18	.16	.59	.15	-.05	.43
〈被告への非難〉 $\alpha = .79$						
被告人の行為に強い悪意を感じる	.01	.13	.06	.74	.03	.56
被告人は根っからの悪人だと思う	-.05	.04	.00	.69	-.13	.50
強い非難に値する犯罪だと思う	.35	.37	.24	.56	-.21	.67
悪質な犯罪行為だと思う	.31	.40	.18	.49	-.20	.57
〈判断の揺らぎ〉 $\alpha = .48$						
被告人だけを責めるべきではないと思う	-.22	-.12	-.25	.10	.62	.52
誰でも起こしうる事件だと思う	.20	-.01	.12	-.17	.56	.39
量刑判断にかなり迷った	-.06	.01	.23	.03	.46	.27
〈残余項目〉						
適切な判決を出しやすい裁判だと思う	.32	.27	.11	.14	-.20	.25
起こるべくして起きた事件だと思う	.36	.42	.18	.29	.12	.43
自分も同じことをやってしまうかも知れない	-.02	-.15	-.04	-.08	.42	.21
被害者にも非があるのではないかと思う	-.35	-.07	-.26	.25	.39	.41
どこにでもあるような事件だと思う	.18	.11	-.11	-.17	.39	.24
弁護側の弁論は、被告人の弁護として妥当であった	.21	-.09	-.07	-.03	.35	.18
自乗和	4.16	3.28	2.78	2.06	1.94	11.22
寄与率 (%)	27.43	10.81	8.11	7.27	5.23	58.85

Table2 裁判の流れの操作（A）と性別別（B）に見た平均刑期と標準偏差

	冒頭陳述のみ	求刑→弁護	弁護→求刑	求刑のみ	弁護のみ	F	
平均刑期（年）	男性	7.33 (2.74)	4.73 (2.52)	4.97 (2.86)	4.87 (2.59)	4.73 (1.49)	A 6.79 ***
	女性	6.93 (3.08)	5.87 (3.36)	4.53 (2.26)	4.40 (1.35)	3.47 (1.36)	B .51 A × B .94

※（ ）内は標準偏差

*** $p < .001$

Table3 裁判の流れの操作（A）と性別別（B）に見た裁判評価項目の平均と標準偏差

	冒頭陳述のみ	求刑→弁護	弁護→求刑	求刑のみ	弁護のみ	F	
裁判妥当性評価	男性	3.83 (.58)	3.53 (.48)	3.42 (.80)	3.67 (.84)	3.27 (.64)	A .63
	女性	3.46 (.67)	3.43 (.44)	3.52 (.70)	3.38 (.60)	3.49 (.82)	B .66 A × B 1.07
評価の甘過ぎ	男性	3.73 (.69)	3.11 (.60)	3.24 (.78)	3.53 (1.00)	3.00 (.60)	A 2.28 †
	女性	3.32 (.71)	3.16 (.52)	3.21 (.86)	3.03 (.72)	2.97 (.64)	B 2.43 A × B .94
周囲の重罰評価	男性	3.25 (.85)	3.08 (.61)	2.65 (.78)	3.17 (.85)	2.47 (.49)	A 2.33 †
	女性	2.78 (.60)	2.82 (.58)	2.98 (.68)	2.45 (.66)	2.60 (.42)	B 3.27 † A × B 3.12 *
被告への非難	男性	3.05 (.68)	3.03 (.76)	2.73 (.89)	2.87 (.74)	2.90 (.60)	A .56
	女性	2.75 (.86)	2.68 (.54)	2.83 (.69)	2.53 (.67)	2.45 (.62)	B 5.26 * A × B .67
判断の揺らぎ	男性	2.98 (.70)	3.04 (.65)	3.22 (.87)	2.82 (.43)	3.11 (.76)	A .81
	女性	2.67 (.83)	3.00 (.63)	2.91 (.83)	3.18 (.84)	3.18 (.58)	B .17 A × B 1.12

※（ ）内は標準偏差

* $p < .05$, † $p < .10$